

## 鹿児島市立犬迫小学校水道施設維持管理業務委託仕様書

### (目的)

第1条 この仕様書は、鹿児島市立犬迫小学校において水道法に定める水質基準に適合する淨水を得ることを目的として、水道施設の適正な維持管理を図るため、委託業務の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (委託業務の履行)

第2条 委託業務の履行は、契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

### (委託業務の場所)

第3条 水道施設の場所は、次のとおりとする。

犬迫小学校 鹿児島市犬迫町5745番地

### (履行期間)

第4条 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (維持管理対象)

第5条 維持管理の対象は、取水井、滅菌機、受水槽、高架水槽、電気設備、排水管等、取水から給水に至る諸水道施設及び設備とする。

### (業務内容)

第6条 委託業務の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 巡回管理

- ア 取水井周囲の清掃及び雑草の除去等
- イ 取水井から高架水槽に至るポンプ設備、電気設備等諸水道施設及び設備の機能維持点検
- ウ 滅菌機等への薬液補充
- エ 水道施設柵内の雑草木の除去及び清掃

#### (2) 水質検査

第9条に定める水質検査を、1か月に1回実施すること。

#### (3) 簡易検査

簡易検査は、1週間に1回実施することを原則とするほか、施設担当者の指示に従うものとする。

#### (4) 受水槽等の管理

受水槽等における槽の沈殿物の除去及び清掃

#### (5) 異常監視装置による監視

受注者は、施設の異常等を監視するために、受注者に異常を電話回線等を利用し自動通報する装置（以下「異常監視装置」という。）を受注者の負担により、契約後20日以内に設置するものとする。なお自動通報に必要な経費（電話回線設置及び通信に係る経費）は受注者が負担するものとする。

監視にあたっては、発注者が設置している制御盤等の情報を使用し、監視項目は次のとおりとする。

井戸（取水井）渴水、受水槽減水・満水、高架水槽減水・満水、揚水ポンプ故障、

井戸（取水井）ポンプ故障

(6) その他

年4回、発注者が別途実施する水質検査のための採水を行い、発注者が指定する検査機関へ送達すること。

(水道技術管理者)

第7条 受注者は、業務履行上の責任者として、水道法第19条に規定する水道技術管理者を選任し、発注者に契約後5日以内に届出るものとする。水道技術管理者は、自ら業務に当たらなければならない。ただし、別途補助員を選任し、沈殿物、夾雜物の除去等の業務に従事させることができる。

(健康診断)

第8条 受注者は、従事者について水道法第21条に規定する健康診断を受注者の負担で行い、その結果を6か月ごとに発注者へ報告すること。

(業務実施回数等)

第9条 業務の実施回数等は次のとおりとする。

(1) 業務回数等

業務回数等は次のとおりとする。

業務内容	業務回数等
巡回管理	1週に1回
水質検査	1か月に1回
簡易検査	1週に1回
受水槽等の管理	必要に応じて
異常監視装置による異常時の監視	終日

(2) 水質検査及び簡易検査の項目等

ア 検査項目は次のとおりとする。

検査区分	検査項目
水質検査	気温、水温、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量）、PH値、味、臭気、色度、濁度、アンモニア態窒素
簡易検査	臭気、味、色、濁り、遊離残留塩素

イ 採水箇所は、末端の給水栓とする。

ウ 検査の結果、異常がある場合は、受注者の責任において原水及び浄水の検査を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 委託業務に要する経費（薬剤含む。）は、受注者の負担とする。ただし、設備の機能維持のため不備と認められ、発注者の承認を得て修理交換補充等必要な処置を行ったときは発注者の負担とする。

(業務報告)

第11条 業務報告書の提出は次のとおりとする。

報 告 事 項	期 限	備 考
作業報告書（月報）（様式1）	翌月の10日まで	
水道施設巡回点検（日報）（様式2）	同上	
水質検査結果	同上	発注者が指定する 検査機関の検査結 果書
水道消毒用薬品等の使用状況 (様式2に記載)	同上	
故障・事故・災害等の発生状況	その都度	

(異常事態発見時の対応)

第12条 受注者は、施設の異常等を発見したときは、直ちに発注者に通知するとともに適切な措置を講じるものとする。

(業務の引き継ぎ)

第13条 受注者は契約期間満了等により、本委託業務を引き継ぐことに至った場合は、発注者の指示により、無償で継承先の受注者に対し維持管理状況等の説明を行うものとする。

また、継承先の受注者は、発注者に申し出て維持管理状況の継承を受けるものとする。